# 電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種 指定電気通信設備の指定について

(諮問第3045号)

# <目 次>

1	報告書(案)	***************************************	1
2	改正概要		11
3	新旧対照表		12
4	参老資料		17

情報通信行政·郵政行政審議会 電気通信事業部会 部会長 根 岸 哲 殿

> 接 続 委 員 会 主 査 東 海 幹 夫

#### 報告書(案)

平成24年9月4日付け諮問第3045号をもって諮問された事案について、調査の結果、下 記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定については、諮問のとおり告示を改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

### 第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見及びその考え方(案)

意見		考え方
意見1 総務省告示(平成十四年総務省告示第七	- 再意見1	考え方1
十二号)の一部を改正し、ソフトバンクモバイル		3.473
株式会社を追加することに賛成。		
<ul><li>○ 今回の電気通信事業法第 34 条第 1 項の規定</li></ul>	○ 先般意見提出したとおり、ソフトバンクモバイル殿が本年中	│ │ ○ 本改正案に賛成の御意見として承る。
に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る	に新たに指定されることで今年度内に同社は総務大臣へ接	〇 本以正来に貝瓜の呼息元として承る。
告示の改正は、本年 6 月の電気通信事業法施	続約款を届出し、平成25年度から接続会計の整理・公表が	│ │ ○ イ一·アクセスの接続料算定について厳格な検
行規則の改正を踏まえて行われるもので、ソフト	義務化されることとなり、今後、同社の相互接続料算定の透	証を行うべきとの再意見については、第二種指定
バンクモバイル殿が本年中に新たに指定される	明性確保、ならびに接続協議の円滑化が図られることが見	電気通信設備制度の運用に関するガイドライン
ことで今年度内に同社は総務大臣へ接続約款を	明性確保、ならいに接続協議の円滑化が図られることが見 込まれます。同社の相互接続料算定については、依然とし	电気通信設備制度の運用に関するガイトライン    (以下「二種指定ガイドライン」という。)において
届出することとなります。また、同社には平成 25	て算定根拠の妥当性検証が十分なし得ない状況にあること	「二種指定事業者以外の携帯電話事業者につい
年度から接続会計の整理・公表の規定が適用されることが、同社	を踏まえると、適時適切な措置として賛同いたします。	ても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏
れることとなり、これらの規定により、今後、同社	また、本年 10 月 1 日に、ソフトバンク殿からイー・アクセス	まえた積極的な対応を行うことが適当」とされてい
の相互接続料算定の透明性確保、ならびに接続	殿との経営統合に関する報道発表がなされました。これによ	ることを踏まえ、総務省は、イー・アクセスから接
協議の円滑化が図られることが見込まれます。	り本年度中にソフトバンクモバイル殿、イー・アクセス殿は、	続料の算定根拠が示された場合には、当該接続
同社の不透明な相互接続料算定については、	ともにソフトバンクグループとして同一資本傘下に属すること	料の算定が同ガイドラインに示す考え方に沿った
当社が行った平成 22 年度適用相互接続料の算	が見込まれます。	ものであるか否かについて、必要な検証を行うこ
定根拠開示を求めるあっせん申請が打切りにな	二種指定設備制度の適用対象の見直しについては、昨年	とが適当である。
ったことに加え、本年 2 月に公表された平成 23	12 月に公表された総務省 情報通信審議会「ブロードバンド	
年度適用相互接続料に関しても、当社の相互接	普及促進のための環境整備の在り方 答申」において、	〇 ソフトバンクとイー・アクセスとの経営統合に関
続料と比べ格差の拡大こそなかったものの、依	・MNO間の関係において、加入者シェア第 4 位の事業者の	する報道発表を踏まえ規制のあり方を検討すべ
然として算定根拠の妥当性検証が十分なし得な	シェアは第3位の事業者とは大きな開きがあり、上位3社と	きとの再意見については、第二種指定電気通信
い状況にあることを踏まえると、適時適切な措置	の間で交渉力に顕著な優劣が生じている	設備制度(以下「二種指定設備制度」という。)は、
として賛同いたします。	・MNOとMVNOの関係において、端末シェアが相当程度低	端末シェアが一定の割合を超える電気通信事業
(NTTドコモ)	いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによっ	者(以下「二種指定事業者」という。)に交渉上の
	て収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられるこ	優位性を認め、その設置する電気通信設備の一
	とを踏まえると、優位な交渉力があると認めることは難しい	部を指定するものであるところ、二種指定事業者
	として、イー・アクセス殿を二種指定設備制度の適用対象か	と資本関係を有する電気通信事業者への規制の
	ら除外した経緯がございますが、ソフトバンクモバイル殿と	あり方については参考として承る。
	同一企業グループとなることにより、交渉上の優位性につい	

てこれらの差分は解消されるものと考えます。

加えて、ソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿は、無線ネットワークやバックボーン回線、鉄塔等のリソースを相互活用し競争上のシナジーを発揮すると明言しており、仮に両社の間で採算を度外視した相互活用等の不透明な処理が行われる事態となれば、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申」の趣旨が損なわれるばかりか、第二種指定電気通信設備制度等の規制の潜脱につながりかねないものと考えます。

かかる懸念を未然に防ぐ観点から、イー・アクセス殿の接続料についても他の接続事業者等による客観的な検証が可能となるよう、同社を新たに二種指定設備を保有する事業者として指定するか、総務省から「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に基づく算定を強く要請し、厳格なる検証を実施すべきと考えます。

(NTTドコモ)

○ 日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、モバイル市場においては原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべきと考えますが、事業者間の相互接続料算定については、現在の市場シェアの推移を踏まえ、現行制度において規制対象となっている MNOと指定対象外である MNO 間で規制水準が不相応となっている状況が一部存在するため、これを改善し、公平な競争環境を確保することが必要です。

したがって、本年 6 月の電気通信事業法施行規則の省令 改正によって定められた新たな基準値に基づいて、今回、ソフトバンクモバイル社が指定されることは、接続料算定の透 明性確保や協議の円滑化が図られることが見込まれるため、適正な措置と考えます。

また、ソフトバンク社の100%子会社となる予定のイー・アクセス社の設備に対する規制のあり方についても整理する必

〇 第二種指定電気通信設備の指定制度を改めて 見直し、指定の基準値について合理的な結論を 得るべきとの再意見については、考え方4のとお り。

意見2 ソフトバンクモバイルが設置する電気通	要があると考えます。 (KDDI)  ○ 2012 年 10 月 4 日付けにて弊社共から提出しました意見書の通り、第二種指定電気通信設備の指定制度を改めて見直し、指定基準について合理的な結論を得て頂きますよう重ねてお願いいたします。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)  再意見2	考え方2
意見2 サンドハングモバイルが設直する電気通信設備を二種指定設備として指定することに賛成。	· 冉息兄2	<b>与</b> え力と
○ ソフトバンクだけ何も規制されず、他の通信業者と比べて不当に有利な立場にあったので、第二種指定電気通信設備に指定し、今の特権を持つような状態を是正して他の通信業者と同じ土俵で公正に競争させる事に大賛成です。 (個人) ○ 第二種指定電気通信設備に指定されれば、接	○ 電波の利用は国民の共通財として公平に国民への利益を優先させる必要が第一であります。そのためには一定規模以上の事業者は、同じ土俵で同じルールに則って市場原理に従いサービス競争を行う必要が有ります。それにより公平で健全な市場が形成され国民へのサービスの還元に繋がります。まずは国民の利益が第一で、一企業の歪な利益を支えるべきではありません。そのためにソフトバンクモバイルを第二種指定電気通信設備に規定すべきです。 (個人2件)	○ 本改正案に賛成の御意見として承る。
<ul> <li>続約款を総務大臣へ届け出たり、公表したりすることが義務付けられ、接続料の算定も総務省が示したガイドラインに則ることになるので、大賛成です。</li> <li>(個人)</li> <li>今回のパブリックコメントに際し趣意に賛同致します。当該社が指定される事によりモバイルネットワークオペレータとして、モバイルネットワークビジネスの持続的継続的かつ公平な条件で運用される事と期待しております。</li> </ul>	○ 電気通信事業者は利用する国民に対して公正かつ公平なインフラとして提供されるべきものと考えます。残念ながら、今現在の電気通信事業者間の規定には格差があり、公正かつ公平な提供は成されていないと結論する事が出来ます。事業者間で格差が生じる事は利用者に不利益を生ずるばかりか、一定の事業者のみを優遇する措置に他無い為、正しい市場原理に則っているとは公言し難く、規定の格差を是正する事は急務であると確信いたします。以上の理由によりソフトバンクモバイルを第二種指定電気通信設備に規定し正しい市場原理による公正かつ公平なインフラの提供を望むものであります。 (個人)	

#### (個人)

○ 主要キャリアが対等な立場で競争できるように なるので改正するべき。

#### (個人)

○ 売れている、売れているとCMで公言しているソフトバンクが第二種にいままで指定されていなかったことが問題だと思うので、今回の改正はいいと思います。そうすれば、CM(または社長のツイッタ等公式でない発表)と本来の発表との間のグレーゾーンがなくなり、消費者にわかりやすい企業になるでしょうから。

#### (個人)

○ ソフトバンクモバイルは当然第二種指定事業者 になるべき。これ以上野放し好き勝手にさせるべ きではない。

#### (個人)

〇 ソフトバンクモバイルの指定に賛成する。これまで指定されていなかったことの方が問題だったと思う。内容を見る限り反対する理由はどこにもないし、むしろ、一定のルールのもと接続料を算定し公表することが公正な競争に繋がると思う。接続料金に関する部分や接続約款の届出などユーザーにとっても特にデメリットとなるところは感じられない。過去に2度程ソフトバンクは反対していたらしいが、その理由も意味不明。私はソフトバンクを使っているユーザーとして今回の指定に賛成する。

#### (個人)

〇 ソフトバンクを第2種電気通信事業社にする件

O 要するにソフトバンクを第二種指定電気通信設備として指定するか否か、という問題と理解したが、これまで指定されていない事の方がよほど問題である。 通信サービスは極めて公益性が高い事業であり、かつソフトバンクは事業者として相当な規模であると思われる。我々国民に対し接続に関する情報を公開し、公共サービスとしての一定の責を負う事は当然の措置であると思う。

#### (個人)

○ 賛成します。接続料算定の透明性を確保するためにも絶対に必要な措置であると思います。

#### (個人)

○ ソフトバンクモバイルを第二種指定電気通信設備に規定すべきです。電波の利用は国民の共通財であり公平が第一であります。そのためには一定規模以上の事業者は、同じ土俵で同じルールに則って市場原理に従いサービス競争を行う必要が有ります。

#### (個人)

〇 電波は公共のもので、そのために総務省が認可して割り当てるものと思います。であれば、認可を受けサービスを提供する業者には公共性が求められますが、どうもソフトバンクのさまざまな状況を見ると、必ずしもそうとは思えない状況があります。ソフトバンクは docomo や au に合法的にコスト転嫁することで、消費者に安く(契約体系が複雑過ぎて、本当に安いかも疑問)サービスを提供している疑惑を、個人的には持っているので、このままでは、健全な日本の企業の体力が維持不可能となり、しいては日本の将来の対外国への競争力が失われてしまう懸念も抱いています。規定に載ったり、正しく審査するために、またこれが、単なる誤解なのか、実際にそういう一種の不正競争を行なっているのかをはっきりさせるためにも、ソフトバンクモバイルを第二種指定電気通信設備に規定し、他の docomo や au と横並びで正当

ですが、ソフトバンクに対する規制が厳しくなるのであれば賛成です。

(個人)

○ ソフトバンクモバイル株式会社を第二種指定電 気通信設備に指定することに賛成です。重要な 通信インフラを整備する企業としてソフトバンクモ バイル株式会社を認定し、正しくインフラ整備が 行われるようにすべきだと思います。

(個人)

O 改正に賛成です。第二種指定電気通信設備に ソフトバンクを含めるべきであるし、今までの占 有率 25%以上が高すぎだったと思います。10% は適正なラインだと思います。

(個人)

○ 日本の携帯電話キャリアというとドコモ/ KDDI(au)/ソフトバンクモバイルと3社が同列であることは間違いが無いのに、規制する法律が 異なるのは公正さに欠ける。業界内シェアとしても、また国民の認識としてもドコモ/KDDIと同等の扱いを受けているのであるから早々にソフトバンクモバイルを第二種指定電気通信設備を規定するべきだ。

(個人)

○ 予てより対象である社の代表も望んでいたこと のようですので、まさしく歓迎すべき事案だと思 われます。 性を厳格に審査すべきです。

(個人)

○ ソフトバンクモバイル株式会社が設置する電気通信設備 の一部を二種指定設備として指定することについて、賛成い たします。当該社は端末シェアの割合もさることながら、米国 通信事業者の買収を発表するなど通信事業者としての存在 がさらに高まっていることなどから、他の上位事業者と同等 の扱いとすることが、公正な競争に繋がると思います。さて、 当該社は先般イー・アクセス株式会社の完全子会社化なら びに両社の業務提携を発表しています。両社は通信ネットワ 一クや営業網の相互活用を行うなどと発表しており、ほぼ一 体となって活動するように見えます。しかしながら、イー・アク セスが会社組織として存続することから、端末シェアの割合 のみで見た場合、イー・アクセスが持つ電気通信設備は二 種指定設備には相当しないという判断になるものと思われま す。このようにほぼ一体となって活動するであろうにもかか わらず、両社に対する規制の度合いが異なることに違和感 を感じずにはいられません。今回対象となっている二種指定 設備制度に限りませんが、例えば、株の所有状況、業務提 携の有無、役員の人事などから、グループ会社と判断し、こ のグループ単位での規制を行うなど、様々な組織体に柔軟 に対応できるような基準を検討するべきと考えます。また、 今回のイー・アクセスの件からも、改めて MNO による新規参 入は難しく、今後の新規参入は MVNO 一択となったと言えま す。各事業者が、二種指定設備の運用ガイドライン、ならび に MVNO 事業化ガイドラインに則り、MVNO での新規参入が さらに活発になることを期待します。

(個人)

○ 数字の根拠は明確にして欲しい。しかし、消費者利益を守ることが企業を守るという視点に立って、今回の改訂には賛成。法の下の公正さは疑問の余地を挟まないように願いたい。

(個人)

(個人) 〇 異議なし。 (個人)	<ul> <li>○ シェアが完全にドコモを超えた、或いは世界的に採用される通信規格 LTE のリーディングカンパニーであると記者発表でも公言し、まさにその実力をつけているのは誰が見ても明らかなソフトバンクを規制に加えないのは法の死文化を意味するので、かかる事態とならない様にご検討頂きたく思います。</li> <li>(個人)</li> <li>○ ソフトバンクモバイルは国内ではイーモバイルを買収しアメリカのスプリントも傘下に入れたのであるからそれなりの第二種指定を受けるべきである。</li> <li>(個人)</li> </ul>	
意見3 事業者間格差の早期解消に向け、今年 度適用の相互接続料より、総務省における算 定の適正性の厳格なる検証を強く要望。	再意見3	考え方3
○ 他方、接続会計の整理・公表は、第二種指定 電気通信設備接続会計規則の規定により、指定 の日以後に開始する年度から実施されることか ら、接続会計として公表される数値を根拠とした 相互接続料算定は、平成 26 年度適用の相互接 続料からとなります。 加えて、事業者の立場では相互接続料算定の 適正性について、接続会計報告書を基に一定程 度の検証は為し得るものの、第二種指定電気通 信設備制度の運用に関するガイドラインに依拠 した適正な算定が行われているかどうかは、事 業者間の合意に基づく情報開示が実現できなけ れば検証できません。仮に昨年度と同様に不透 明な算定が継続されることとなれば、省令改正な らびに指定告示改正の意義が大きく損なわれる 事態になることが懸念されます。 したがって、不透明な算定による事業者間格	○ 他方、接続会計の整理・公表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定により、指定の日以後に開始する年度から実施されることから、接続会計として公表される数値を根拠とした相互接続料算定は、平成26年度適用の相互接続料からとなることから、不透明な算定による事業者間格差の早期解消に向け、今年度適用の相互接続料より、総務省における算定の適正性の厳格なる検証を重ねて要望いたします。 (NTTドコモ)  ○ なお、エヌ・ティ・ティ・ドコモ社の意見にもあるとおり、総務省においては、公正な競争環境の整備を図る観点から、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインにおいて接続料の算定方法の考え方を明確にし、この考え方に沿って3社が算定しているかについて厳格に検証を行うべきです。 (KDDI)	○ 二種指定事業者については、二種指定ガイドラインにおいて、「総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこと」とされており、ソフトバンクモバイルが二種指定設備制度の規制の対象となった場合は、同社の接続料の算定について、総務省は同ガイドラインに基づき必要な検証を行うことが適当である。

差の早期解消に向け、今年度適用の相互接続 料より、総務省における算定の適正性の厳格な る検証を強く要望いたします。 (NTTドコモ)	○ なお、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿より弊社に関する意見がございましたので、それに対する弊社共の意見を以下に述べます。 弊社は、以前より第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに定める算定方法に則した接続料算定を行っています。 算定根拠に係る情報には経営情報が含まれるため競合事業者殿への開示は一部に限定されるものの、以前より総務省殿へは当該ガイドラインに基づいて説明を行っており、2012年度接続料についても同様に説明を行う予定です。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見4 指定基準は論拠が薄弱かつ合理性が認	再意見4	考え方4
められない。今後、改めて本制度を見直し、合		
理的な結論を得て頂きたい。		
〇 本告示の改正に先立ち施行された、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令では、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の基準や第二種指定電気通信設備の指定制度設立時に係るPHSを除外した経緯を参考として、二種指定事業者の指定基準をを「十分の一」と定めております。平成24年3月22日付けにて弊社より提出いたしました電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書にて述べさせていただいたとおり、当該指定基準については論拠が薄弱なのものであり、合理性が認められないものと考えております。つい	○ 今回の改正について大賛成です。ソフトバンクモバイル(ソフトバンク)は契約者ベースで言うなら世界第三位の契約者数になったのであれば、第二種どころか自社で設備構築をしなければならない第一種電気通信事業者に指定してもおかしくないと考えられます。一位のところが、ドコモやNTTから設備を借りるなんて非常識極まりない。他社の構築した設備を借りるなんておかしすぎます。他社より法外な接続料で儲けているソフトバンクに対して徹底的な法規制が必要だと考えられます。ソフトバンク(孫正義)の出した意見についてはいつまで駄々をこねているのか常識を疑います。(個人)	○ 指定の基準値については、情報通信行政・郵政 行政審議会の答申(平成 24 年5月 29 日)を踏ま え、MNO 間の交渉上の地位の関係の変化や MNO-MVNO間の交渉上の地位の関係の変化と いった市場環境の変化を勘案して「十分の一を超 えるもの」としたものである。
ては今後、改めて本制度を見直し、合理的な結 論を得て頂きますようお願いいたします。	○ イー・アクセスを買収(業務提携)した時点で従来の第二種 指定の条件を満たしている。ソフトバンクが拒絶する理由は	
ー ・	一切無い。そもそも「ドコモを超える」と常々発言しているソフ	
クモバイル)	トバンクが、第二種指定を拒絶するパブリックコメントを寄せ	
	ていること自体ナンセンスである。さっさとソフトバンクに適用	
〇 改正について反対いたします。現在 25%の制	し、接続料の詳細を全て嘘偽りなく開示させるべきであり、	

限から、10%に引き下げる妥当な理由がありません。また、引き下げる場合は、必ず同時に第一種の制限引き下げも検討するべきです。いたずらに引き下げたいというのであれば、通信事業者全体への規制として制定するべきであり、単純に10%へ引き下げることは妥当ではありません。よろしくお願いいたします。 (個人)	不当に高いのは目に見えているのだから早急に接続料を下げさせるべきである。これら不利益は全て他社並びに他社ユーザーの負担となっている事をいい加減認識して公表し指導すべきである。それが出来ないのであれば行政など不要なので、総務省は解体されるべきではないだろうか。 (個人)  〇 ソフトバンクモバイルは第二種指定電気通信設備の指定を受け入れるべきです。イーアクセス(イーモバイル)を買収、ひいてはアメリカのスプリントを買収し、孫正義氏自身が「ソフトバンクは世界第三位の携帯事業者となる。」と公言している通り、企業規模を拡大させる姿勢を見せているにもかかわらず、従前の意見募集においては、ソフトバンク三社より「当該指定基準については論拠が薄弱」という意見が出ていることに非常に憤りを感じます。公共財である電波を利用している事業者として、ソフトバンクモバイルは日本国民を冒涜していると言わざるを得ません。 (個人)	
意見5 告示の名称を明確化するとともに、仮に、 ソフトバンクモバイルの端末シェアが 10%を下 回る可能性があるのであれば当面指定を見送 るべき。	再意見5	考え方5
〇 移動通信端末を対象にしているので、平成十四年総務省告示第七十二号(他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続		〇 告示の名称を明確化すべきとの御意見については、本件一部改正の対象となる告示は、電気通信事業法第 34 条第 1項に規定する「他の電気
を確保すべき電気通信設備を指定する件)という 告示名と合っていないように思われるので、告示 名をより明確にした方がいいかと思います。仮に NTTドコモがiPhoneを扱ったら10%を切るようで あれば、もう少し様子を見てもいいのではないか と思います。		通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備」の指定に係るものであり、告示の名称「平成十四年総務省告示第七十二号(他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件)」は適当である。
(個人)		〇 仮にソフトバンクモバイルの端末シェアが 10%

	を下回る可能性があるのであれば当面指定を見送るべきとの御意見については、ソフトバンクモバイルの端末シェアは 21.9%(2010 年度末と 2011 年度末の端末シェアの平均値)であり指定の基準値である 10%を相当程度に超過しているため、その設置する電気通信設備の一部を二種指定設備として指定することが適当である。
--	--

### 第二種指定電気通信設備の指定について(指定告示の改正)

### Ι 改正の背景

- (1) 第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定設備制度」という。)は、業務 区域における特定移動端末設備の占有率(以下「端末シェア」という。)が一定 の割合を超える電気通信事業者に交渉上の優位性を認め、当該特定移動端末設備 と接続される伝送路設備等を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ 円滑な接続を確保すべき電気通信設備(第二種指定電気通信設備(以下「二種指 定設備」という。))として指定し、同設備を設置する電気通信事業者に対し、接 続約款の作成・公表・届出、接続会計の整理等の接続に関する規律を課すもので ある。
- (2) 二種指定設備制度については、情報通信行政・郵政行政審議会の答申(平成24年5月29日)を受け、平成24年6月19日に、指定の基準値を「十分の一を超えるもの」とする省令改正を行ったところである。これを受け、端末シェアが10%を超えるソフトバンクモバイル株式会社について、その設置する電気通信設備の一部を二種指定設備として指定することとする。

### Ⅱ 改正の内容

総務省告示(平成十四年総務省告示第七十二号(他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件))の一部を改正し、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を設置する者として「ソフトバンクモバイル株式会社」を追加する。

を指定する件)の一部を改正する告示案。新旧対照表平成十四年総務省告示第七十二号(他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備 (傍線部分は改正部分)

掲げる電気通信設備。 ~六 (略) 別表 兀 三 別表に掲げる電気通信事業者が設置する第一項から第六項までに 株式会社エヌ KDDI株式会社 沖縄セルラー電話株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 改正案 掲げる電気通信設備。 別表 ~六 (略) 三 別表に掲げる電気通信事業者が設置する第一項から第六項までに 沖縄セルラー電話株式会社 KDDI株式会社 株式会社エヌ 現行

#### ■電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(抄)

(第二種指定電気通信設備との接続)

- 第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備(総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。
- 2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第二種指定電気通信設備」という。) を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気 通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得 すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その 実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様と する。
- 3 総務大臣は、前項(第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。
  - 一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。
  - 二 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき。
  - 三 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められて いないとき。
  - 四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営 の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。
  - 五 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。
  - 六 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき。
- 4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項(第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。
- 5 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、 第二項の規定により届け出た接続約款を公表しなければならない。
- 6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、

第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

- 7 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第二項の規定により総務大臣に届け出るべき接続約款に定める当該電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件については、同項中「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「前項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。」とする。
- 8 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者が、前項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該電気通信事業者が接続約款の届出をした日(以下この項において「届出日」という。)に現に締結している他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に関する協定のうち当該新たに指定をされた電気通信設備との接続に関するものについては、第四項の規定は、届出日から起算して三月間は、適用しない。

#### **■電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)(抄)**

(第二種指定電気通信設備の基準等)

- 第二十三条の九の二 法第三十四条第一項 の規定による指定及びその解除は、告示によつ てこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとな る設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。
- 2 法第三十四条第一項 の総務省令で定める移動端末設備(以下「特定移動端末設備」という。) は、無線設備規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号) 第三条第一号 に 規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。
- 3 法第三十四条第一項 の総務省令で定める割合は、十分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域(以下この項において「対象業務区域」という。)と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。
  - 一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数
  - 二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備(前号の伝送路設備を除く。) に接続される特定移動端末設備の数
  - 三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備(第一号の伝送路設備を除く。)に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数
- 4 法第三十四条第一項 の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置 する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
  - 一 符号(信号を除く。)、音響若しくは影像の交換又は編集の機能を有する電気通信設備 (以下この項において「交換設備」という。)であつて次に掲げるもの

- イ 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(以下「第二種指定端 末系交換設備」という。)
- ロ 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であつて業務区域内における特定移動端 末設備との通信を行うもの(以下「第二種指定中継系交換設備」という。)
- 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの
  - イ 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備(以下「第二種指定端末系無線基地局」という。)
  - ロ 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物 (以下「第二種指定端末系交換局」という。)との間に設置される伝送路設備
  - ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間 に設置される伝送路設備
- 三 前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御 及び端末の認証等を行うための設備
- 四 前三号に掲げるもののほか、交換設備、伝送路設備又は端末設備であつて、当該設備 との適正かつ円滑な接続を確保すべきもの

#### (第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

- 第二十三条の九の三 法第三十四条第二項 の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)を添えて提出しなければならない。
  - 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所
  - 二 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、前号に定める箇所における技術 的条件
  - 三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額
  - 四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電 気通信設備を接続する他の電気通信事業者(以下この条において「他事業者」という。) の責任に関する事項
  - 五 接続協定の締結及び解除の手続
  - 六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続 の開始の日までの標準的期間
  - 七 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
  - 八 重要通信の取扱方法
  - 九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信 設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項
  - 十 有効期間を定めるときは、その期間
  - 十一 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項 若しくは第百五十七条 第一項 のあつせん又は法第百五十五条第一項 若しくは第百五十七条第三項 の仲裁によ る解決方法

(届け出た接続約款の公表)

第二十三条の九の四 第二十三条の八の規定は、法第三十四条第五項 の規定による同条第 二項 の規定により届け出た接続約款の公表について準用する。

#### ■第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成二十三年総務省令第二十四号)(抄)

附則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)第五条中法第三十四条の改正規定の施行の日から施行し、施行の日以後に終了する事業年度から適用する。ただし、事業者の事業年度の中途に総務大臣が法第三十四条第一項の規定により指定を行ったときは、当該指定に係る第二種指定電気通信設備との接続に関する会計については、当該指定の日以後に開始する事業年度から適用する。

### ■平成十四年総務省告示第七十二号

(最終改正 平成二十年総務省告示第三百六十号)

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第三十八条の三第一項及び電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二十三条の九の二第一項の規定に基づき、他の電気通信事業者との電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を次のように指定する。

別表に掲げる電気通信事業者が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備。

- 一 電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第二十三条の九の二第四項第一号 の交換設備(ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。)
- 二 施行規則第二十三条の九の二第四項第一号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 三 施行規則第二十三条の九の二第四項第二号の伝送路設備
- 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 五 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 六 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される 伝送路設備(第二項から前項までに掲げるものを除く。)

#### 別表

- 一 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- 二 KDDI株式会社
- 三 沖縄セルラー電話株式会社

# 参考資料

# 二種指定設備制度の概要

≪規制根拠≫ 電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における交渉上の優位性

≪指定要件≫ 業務区域ごとに10%超※のシェアを占める端末設備と接続される伝送路設備等を二種指定設備として指定

※ 情報通信行政・郵政行政審議会の答申(平成24年5月29日)を受け、平成24年6月19日に、指定の基準値を「十分の一を超えるもの」とする省令改正を公布・施行。

### 二種指定事業者

NTTドコモ、沖縄セルラー、KDDI

### 非二種指定事業者

### 接続応諾義務

電気通信回線設備への 接続応諾義務あり(法第32条)

電気通信回線設備への接続応諾義務あり(法第32条)

### 条件・料金に 係る義務

★ 接続約款の作成・届出注1・公表義務あり(法第34条第2・6項)
注1: 新たに指定された日から3ヶ月以内に届出(法第34条第7項)

✓ 接続約款に基づき協定を締結する義務あり(法第34条第4項)

接続約款の作成・届出・公表義務なし

接続料

接続条件

「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超え」ないことが必要(法第34条第3項第4号)

接続箇所等の接続条件については、接続約款に記載することが必要 (法第34条第2項、施行規則第23条の9の3)

会計整理等に 係る義務 接続会計の整理・提出・公表義務あり注2 (法第34条第6項、第二種指定電気通信設備接続会計規則)

注2: 会計整理等に係る義務は、指定の日以後に開始する事業年度から適用 (接続会計規則附則) 接続会計の整理・提出・公表義務なし

# 端末シェアの推移

### 端末シェアの推移

### 指定の経緯

### ■平成14年2月 「コモ9社を指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、北海道60%・ 東北62%・中央64%・東海48%・北陸53%・関西52%・ 中国55%・四国68%・九州58%)

■平成14年2月沖縄セルラーを指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、52%)

■平成17年12月合併後のKDDIを指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、26%)

■平成20年7月合併後のドコモを指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、53%)

委員限り

# ソフトバンクモバイル株式会社の特定移動端末数シェア

	2010年度末	2011年度末	
ソフトバンクモバイル株式会社の特定移動端末数			
(施行規則第23条の9の2第3項第1号)			
ソフトバンクモバイル株式会社の業務区域のうち、都道府県と 一致する部分における他の事業者の特定移動端末数			委員限り
(施行規則第23条の9の2第3項第2号)			
ソフトバンクモバイル株式会社の業務区域のうち、都道府県と 一致しない部分における他の事業者の特定移動端末数			
(施行規則第23条の9の2第3項第3号)			
合 計			平均
シェア (小数点第2位以下四捨五入)	21.3%	22.6%	21.9%

# ソフトバンクモバイル ネットワーク構成図

